

公益財団法人 古岡奨学会設立 趣意書

設立者 古岡 秀人

(株)学習研究社社長・設立時

回想すれば、私が五歳の時に、筑豊炭田の坑内事故で、父を一瞬のうちに失い、母は貧^{なが}苦の生活に耐え乍ら、私ども兄妹を育ててくれました。幸いに、学費が官費支給であった師範学校に入学する機縁を得て、大過なく今日に至ることができました。

高等学校を卒業していれば、今日の社会構造の中において、その人なりの才能と努力をもってすれば、十分に伍していけることは、既に産業界や文化面などの諸分野に亘って、多くの人材が活躍していることで立証されます。また、大学進学への途を志せば、資格において、それも可能であり、大学に入学すれば、多くの育英会の援助を享受することもできるでしょう。

現在の社会にあっては、最低高校卒業までは、親の子に対する責任と自覚し、吾が子への愛情が高校進学率を高めているとも言えましょう。

高校卒業が、人生の初期の段階のパスポートであり、進学率が高まれば高まるほど、生徒の家庭の事情が多様化することは否めません。殊に一家の大黒柱である父を、不時の交通事故とか病死などで失い、又は、やむなき事情のため離婚せざるを得なくなった母親など、不幸に直面しながらも生活を支え、子女の教育に献身しなければならない家庭も、世の中には非常に多いと^{そくぶん}仄聞しています。

こういう家庭環境にあって、母親が生活苦と闘いながら、せめて吾が子の高校卒業を心から念願し、その子もまた母親の労苦に報いるべく、向上心を持って勉学に勤しもうとする方々に対し、私は私のできる可能な範囲で、なんらかの尽力をすることができないだろうかと考えた次第であります。

ここに微財を基金として、公益法人古岡奨学会を設立し、本事業を通じて、いささかなりとも国家社会に貢献する人材の育成に寄与しようとするものであります。

以 上

(昭和 55 年 6 月 4 日)

古岡奨学生のきまり (奨学生用)

奨学金の受け取り方や、奨学生として守っていただくことは、次のとおりです。高等学校に在学する3年間、このことを守り実行して、充実した高校生活をお過ごしてください。この「きまり」は、3年間保存しておいてください。

1 奨学金の金額 (2024年4月高校入学の45期生より)

1年間 25.4万円…20.4万円 (1か月1万7千円×12か月) + 5万円

※第1学年の4月に「入学祝い金」、第2学年の5月に「修学旅行補助金」、第3学年の3月に「卒業祝い金」として、それぞれ5万円を加算いたします。

3年間：76.2万円…25.4万円×3年 (すべて返済する必要はありません)

2 奨学生の期間

高等学校に在学する3年間です。(高等専門学校生は、在学当初の3年間になります。)

3 奨学金の受け取り方法

毎年5月・9月・1月の3回、それぞれ4か月分を、「ゆうちょ銀行」の総合口座へ送金いたします。この口座は、あなたの保護者、またはあなたの名義に限ります。

(送金前にメールでご連絡します。メールアドレスは、入学時に登録していただきます。)

4 領収証の提出

奨学金の入金を確認したら、直ちに返信メール(領収証を兼ねています)を奨学会事務局に送ってください。返信メールが着かないと次回の送金が出来なくなります。

5 守っていただくこと

1. 常に向学心をもって励み、他に迷惑をかける行為をしないこと
2. 1年・2年の学年末に、学校が発行する「成績証明書」を連絡所(顧問の先生)に提出すること(成績通知表と間違えないこと)
3. 1年・2年の学年末に、年間を振り返った作文を提出すること
4. 3年次には、卒業文集「奨学」に掲載する作文を提出すること
5. 下記の事項が起きた場合は、速やかに連絡所(顧問の先生)に連絡すること
 - ア. 転校・退学・休学・停学・留年になりそうな時
 - イ. 病気やけがで長期欠席する時
 - ウ. 奨学金を必要としなくなった時(保護者の再婚も含まれます)
 - エ. 転居・住居表示・電話番号・保護者連絡先等に変更があった時
 - オ. 校長先生・担任の先生が代わられた時
6. 下記の事項が起きた場合は、奨学金の支給が停止となる場合がある事を了承すること
 - ア. 奨学金を必要としなくなった時(保護者の再婚も含まれます)
 - イ. 退学・留年・転校になった時(通常の転校は問題ありませんが、通信制・定時制・専門学校等は支給対象外)
7. 奨学金の入金を確認したら、1週間以内に返信メールを事務局に送ること
8. 卒業時・卒業後には、進路を必ず連絡所(顧問の先生)へ報告すること(あるいは、卒業激励会でお渡しした「変動ハガキ」で事務局に報告すること)

6 個人情報について

当財団は、個人情報に関する法令の遵守とプライバシーの尊重に配慮しています。

奨学生の皆さんには年3回会報紙「奨学ライフ」を発行しています。その記事として、1年・2年の学年末に提出していただく作文や、事務局に届きました年賀状・近況報告、会合などでの写真をその会報紙に掲載する場合があります。ご了承下さい。

(これら会報紙や文集は、国立国会図書館に供すること(国立国会図書館法25条に基づく)があります。併せてご了承下さい。)